

東紀州環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例
令和3年4月28日
条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 毎年度経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすおそれのある契約

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約を締結することに関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。